書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和５年（フ）第１６５号
大阪市北区西天満１丁目２―24―２階
破産者　規工川建設株式会社
異議申述期間　令和８年12月25日まで
令和８年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

令和５年（フ）第３４０号
東京都荒川区荒川１―20―14　クレイノ荒川101号室、開始決定時大阪市都島区大東町１丁目10番37―601号、前住所東京都中央区日本橋馬喰町１―12―７　シティハイツ日本橋503号
破産者　規工川和史
異議申述期間　令和８年12月25日まで
令和８年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０１１号
大阪市大正区三軒家東１丁目21番６―603号
破産者　守内　悠記
異議申述期間　令和８年12月25日まで
令和８年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５７５号
大阪府高槻市古曽部町３丁目12番７号
破産者　本川　　誠
異議申述期間　令和８年12月25日まで
令和８年10月30日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１４８２号
大阪府東大阪市下六万寺町３丁目８番13号
ヴェル・リーブル　D201号
破産者　北本　明子
異議申述期間　令和８年12月28日まで
令和８年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１６６４号
大阪市旭区大宮４丁目13番27―802号
破産者　新興計測機株式会社
異議申述期間　令和８年12月28日まで
令和８年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３４０８号
大阪府茨木市高田町10番１―412号
破産者　宮原　久典
異議申述期間　令和８年12月28日まで
令和８年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７７０号
大阪市生野区小路３丁目16番17号
破産者　宮田　直樹
異議申述期間　令和８年12月28日まで
令和８年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９０６号
大阪府豊中市新千里西町２丁目３番４―303号、前住所大阪府豊中市新千里西町１丁目２番11―801号
破産者　古賀　博紀（旧姓三木）
異議申述期間　令和８年12月28日まで
令和８年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２号
長崎県島原市柿の木町2954番地　柏野住宅つばき棟301号
破産者　平川　晴香
異議申述期間　令和９年１月６日まで
令和８年11月４日
長崎地方裁判所島原支部破産係

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１０１号
鹿児島県大島郡龍郷町大勝３１１３番地１
清算株式会社　株式会社佐次郎
代表清算人　岡本敏徳
１　決定年月日　令和８年１０月２７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１００５号
福岡市中央区大手門一丁目６番１号大手門藤間303号
清算株式会社　株式会社ＯｎｅＣｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎｓ
１　決定年月日　令和８年10月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００１号
島根県浜田市朝日町113番地6
清算株式会社　株式会社平和商会
代表清算人　武田　章子
１　決定年月日　令和8年10月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、債権届出後に発生した遅延損害金を含む各協定債権の総額につき、その債務を免除する。
２　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の元金部分の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
松江地方裁判所浜田支部

再生手続開始

令和８年（再）第２号
山口県下松市藤光町二丁目４番14号
再生債務者　ＮＩＣ工業株式会社
１　決定年月日時　令和８年10月27日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年11月24日まで
４　再生債権の一般調査期間　令和８年12月22日から令和９年１月12日まで
山口地方裁判所周南支部

再生債権の特別調査期間

令和８年（再）第１０号
東京都中央区京橋三丁目１番１号東京スクエアガーデンＷｅＷｏｒｋ内１４階
再生債務者　ＥＮＥＣＨＡＮＧＥ　ＥＶラボ株式会社
特別調査期間　令和8年12月17日から令和8年12月18日まで
令和8年10月28日
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（再）第１１号
東京都中央区京橋三丁目１番１号東京スクエアガーデンＷｅＷｏｒｋ内１４階
再生債務者　ＥＶ充電インフラ１号合同会社
特別調査期間　令和8年12月17日から令和8年12月18日まで
令和8年10月28日
東京地方裁判所民事第２０部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

令和８年（再）第３号
名古屋市名東区藤が丘１４３番地
再生債務者　株式会社あららぎ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　減少する資本金の額　５４００万円
２　資本減少の方法　再生計画案認可前の発行済普通株式10株を１株に併合する。
令和８年10月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

決議に付する決定及び債権者集会招集

令和７年（再）第４号
愛知県長久手市武蔵塚６３０番地
再生債務者　鈴木　康彰
１　決議に付する計画案　令和8年8月28日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　令和８年12月22日午後３時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　令和８年12月15日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　令和８年12月８日
令和８年10月27日
名古屋地方裁判所民事第２部